STOP 消費者トラブル通信　No. 4

発行　令和２年１２月
金沢市人権女性政策推進課
(076)220-2095

体験だけのはずが

友人の紹介でエステに行った。体験だけのつもりだったが、強引に勧誘されてエステのコースを契約してしまった。（２０代）

相談員からアドバイス❗
クーリング･オフで解約できる場合があります。また、クーリング･オフ期間が過ぎていても、エステティック契約のうち、利用期間が1か月を超え、総額が5万円を超えるものは特定継続的役務提供として中途解約ができます。必要のないサービスはきっぱりと断りましょう。

大手企業からの勧誘？

大手電力会社を名乗る会社から「電気料金が安くなる」と勧誘されて契約した。
後から大手電力会社とは別の会社だとわかった。騙されたので解約したい。（３０代）

相談員からアドバイス❗
電気･ガスの小売全面自由化により、小売事業者からの勧誘が増えています。勧誘を受けた際は、相手の事業者名や内容･メリット･デメリットをよく確認しましょう。また、契約を変更してしまってもクーリング･オフができる場合があります。

訴えられた!?

訴訟を起こされたので至急連絡をするようにと書かれた封書が届いた。身に覚えはないがどうしたらよいか。（７０代）

相談員からアドバイス❗
訴えられた場合等、裁判所からの重要な通知は「特別送達」により配達されるため、郵便受けに投函されることはありません。絶対に連絡をとらないようにし、少しでも不安を感じたら消費生活センターまでご相談ください。

お金を稼げない

スマホで「相談に乗るだけ」との副業を見つけ、サイトに登録した。手続き費用を支払い、何度かやり取りしたがお金をもらえない。返金してほしい。（２０代）

相談員からアドバイス❗
「相談にのるだけで報酬がもらえる」「自宅で簡単に稼げる」等と書いてある広告は注意しましょう。「登録料･教材料･後で返金される等との名目で先に費用を払わせ、実際は利益が得られない」との相談が多く寄せられています。

全国情報

公的機関を名乗る訴訟通知にご注意ください

「法務省管轄支局　国民訴訟通達センター」、「裁判所管理局」等を名乗り、「訴訟最終告知」等と称したハガキを送り付けてくる事案が、今年度も、引き続き発生しています。近年は封書で送り付けてくる事案も確認されています。
また、実在する電話会社や大手通販業者等を名乗り、メール、SNS、電話等により架空請求されるケースも増えています。

通話録音装置や留守番電話を活用し、知人以外の電話には直接出ないこともトラブルを避ける一つの方法です。

金沢市では通話録音装置の無償貸出を行っています。

〇対象
市内在住の 65 歳以上の高齢者で、一人暮らし、高齢者のみの世帯、日中高齢者のみとなる世帯の方
〇問合せ・申込み
金沢市人権女性政策推進課 TEL 076-220-2095